

あい・あいバスの危険なバス停の解消等について

1. 概要

バス停に停車した際にバスが横断歩道や交差点にその車体がかかるなどするいわゆる「危険なバス停」が市内に5箇所存在していました。朝日自動車(株)、羽生警察署、地元自治会と羽生市で協議しバス停の移設を行いました。その結果、羽生市内での危険なバス停は解消されました。

また、地元から移設要望のあったバス停1箇所についても併せて移設を行いましたので、ご報告いたします。

2. 移設後運用開始日

令和3年5月6日(木)

3. 移設対象バス停

市内6か所(うち危険なバス停5箇所、地元要望による移設1箇所)

※詳細な設置場所等については、2ページ以降を参照。

移設バス停留所について

	名 称	場 所	移設が必要な理由	優先度 ランク (※)
ア	下岩瀬東集会所入口 (須影・岩瀬ルート 2・4 便側)	下岩瀬 702-2 先	バスがバス停留所に停車した 際に交差点にその車体がかか るバス停留所のため	B
イ	三田ヶ谷 1 区 (手子林・三田ヶ谷ルート 1・3 便側)	三田ヶ谷 2756 先	バスがバス停留所に停車した 際に交差点にその車体がかか るバス停留所のため	B
ウ	清掃センター (手子林・三田ヶ谷ルート 1・3 便側)	三田ヶ谷 52-1 先	バスがバス停留所に停車した 際に交差点にその車体がかか るバス停留所のため	B
エ	東町郵便局前 (全ルート共通 本町・プラザ前方向)	東 1-4-25 先	バスがバス停留所に停車した 際に交差点の前後 5mの範囲に その車体がかかるバス停留所 のため	C
オ	内谷陸橋西 (手子林・三田ヶ谷ルート 2・4 便側)	弥勒 600-2 先	バスがバス停留所に停車した 際に交差点の前後 5mの範囲に その車体がかかるバス停留所 のため	C
カ	セントグレース ガーデン西 (井泉・村君ルート 1・3 便側)	下村君 2837-1 先	バス停留所が高速道路高架下 にあり、走行中の車からバス停 留所の利用者が見えづらいた め	

(※) 優先度ランクとは、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局からの情報提供による、バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度のランク分け（判定）のことです。

【Aランク】

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所

【Bランク】

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後 5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所

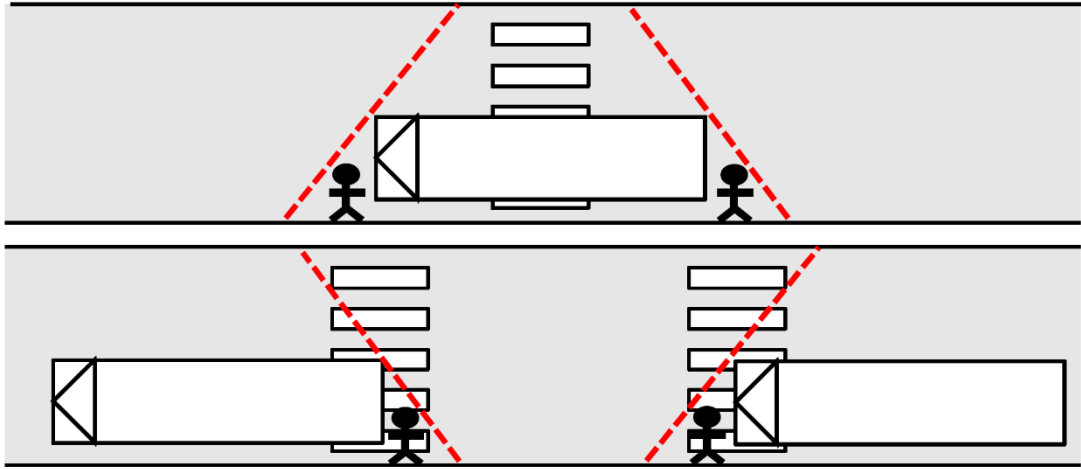
【Cランク】

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後 5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所

【図】

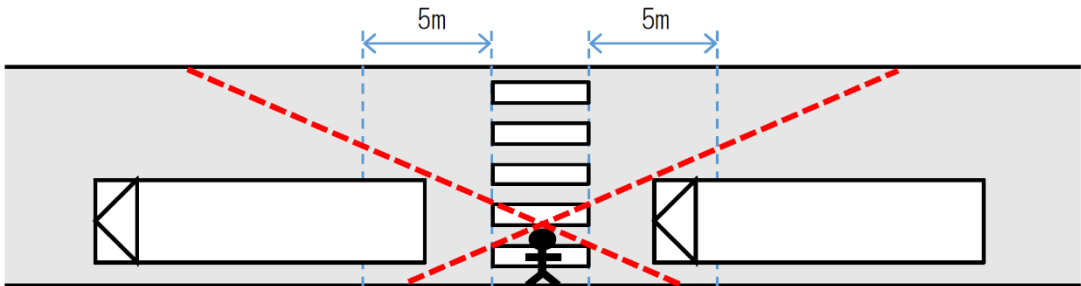
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



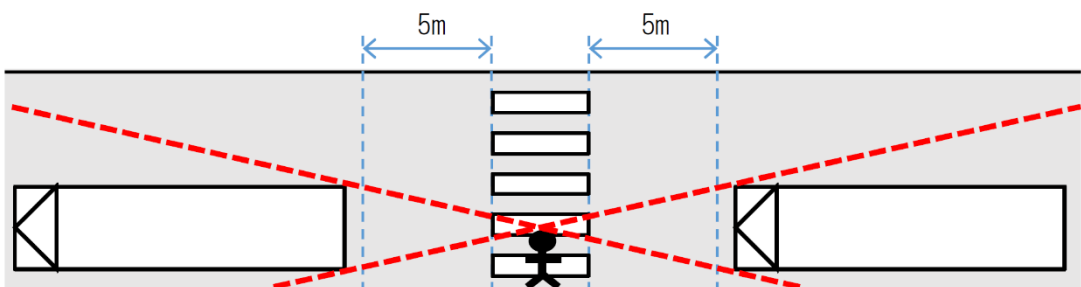
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。

ア. 「下岩瀬東集会所入口」(須影・岩瀬ルート 2・4便側)

【移設が必要な理由】Bランク

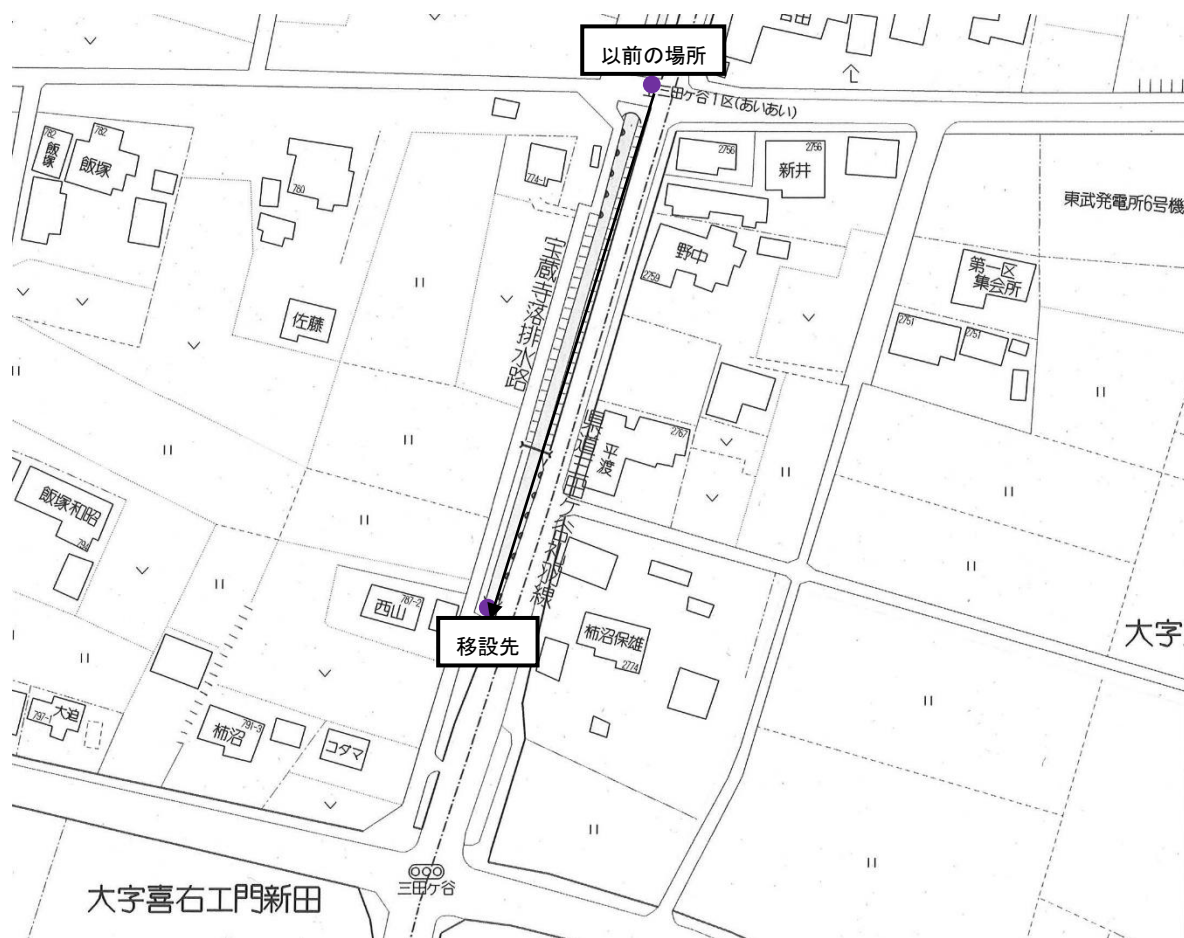
バス停留所に停車した際に交差点に車体がかかっていたため、バス停留所を安全な場所へ移設したものです。



イ. 「三田ヶ谷1区」(手子林・三田ヶ谷ルート 1・3便側)

【移設が必要な理由】Bランク

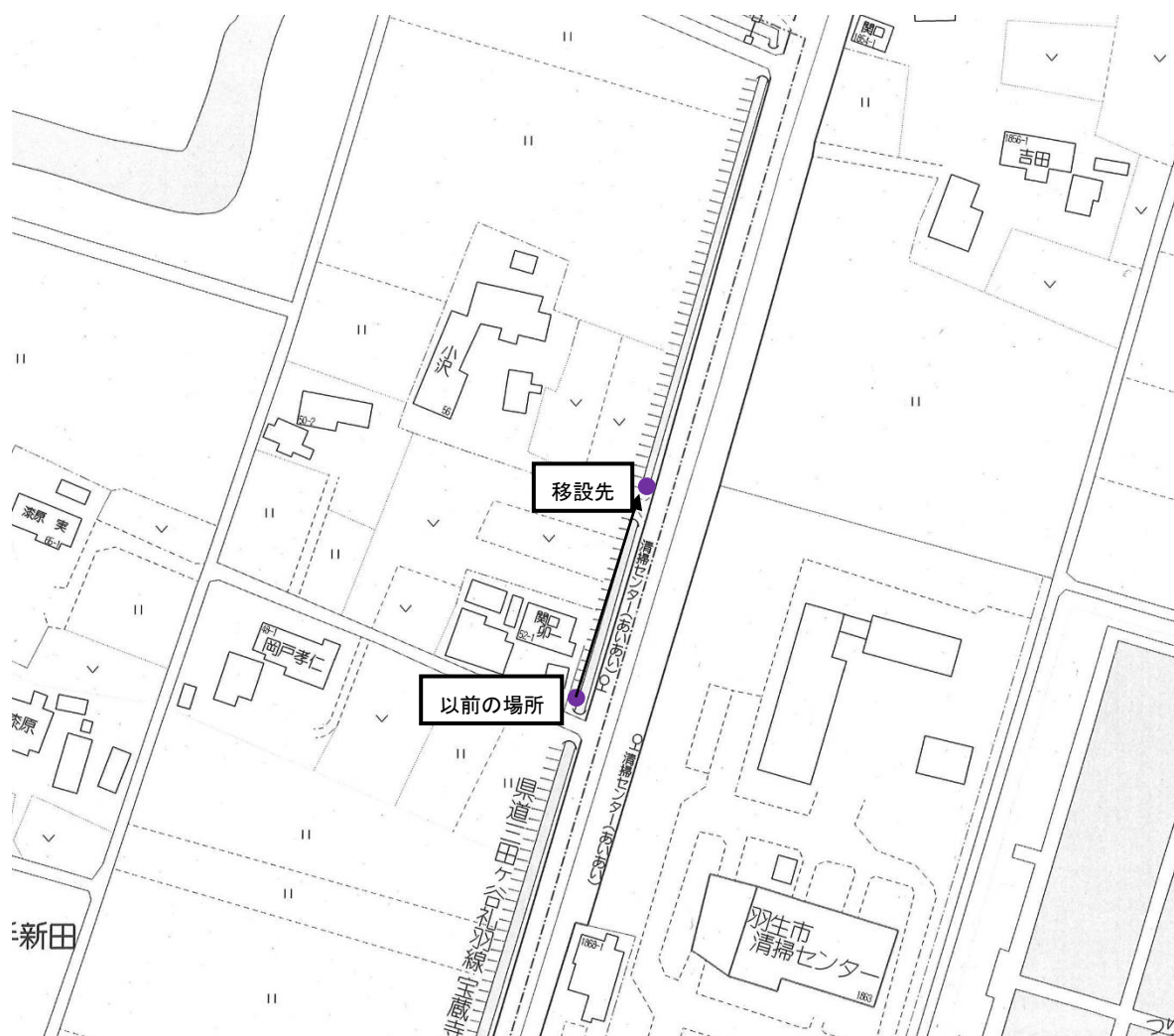
バス停留所に停車した際に交差点に車体がかかっていたため、バス停留所を安全な場所へ移設したものです。



ウ. 「清掃センター」(手子林・三田ヶ谷ルート 1・3便側)

【移設が必要な理由】Bランク

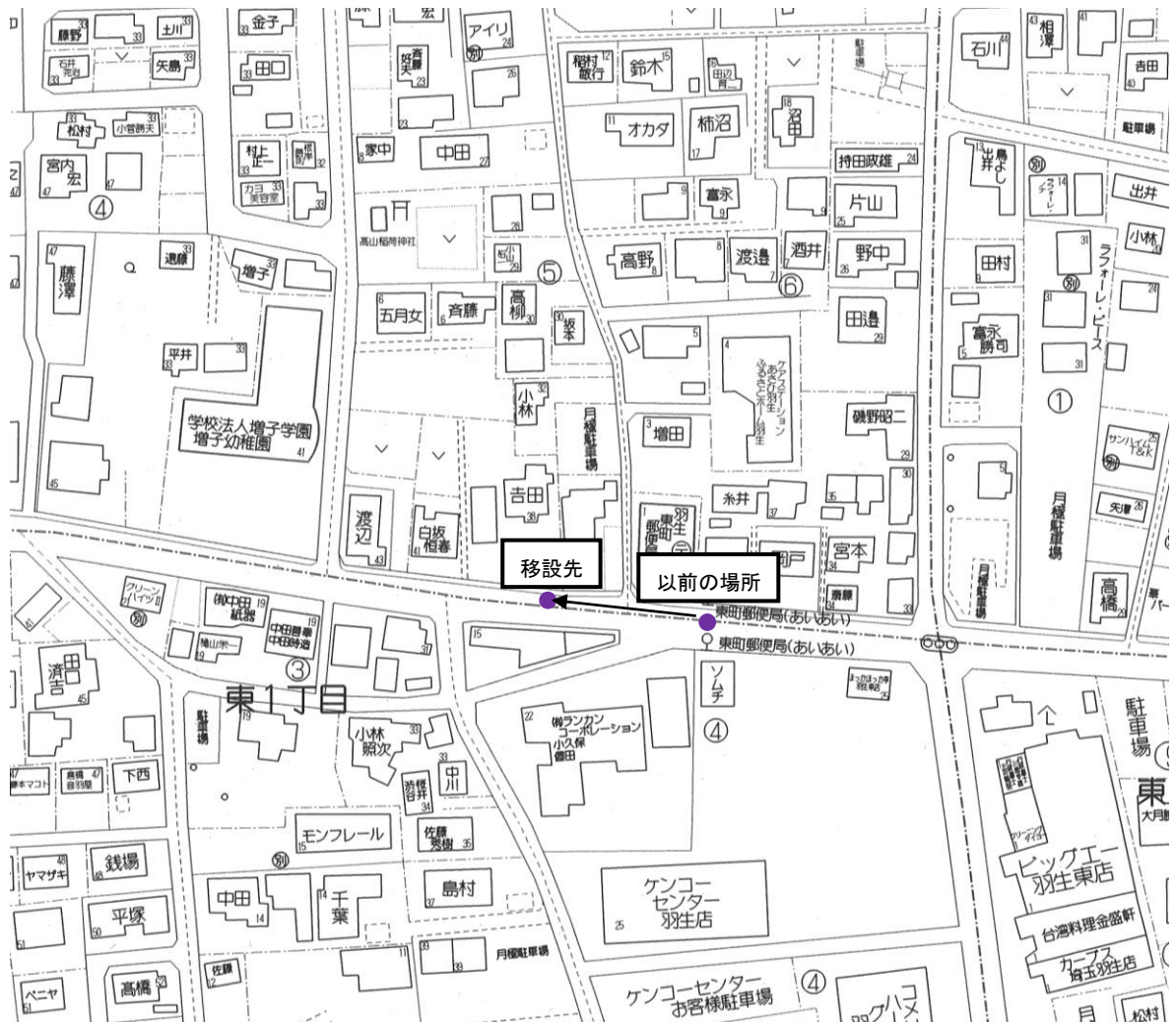
バス停留所に停車した際に交差点に車体がかかっていたため、バス停留所を安全な場所へ移設したものです。



エ. 「東町郵便局前」(全ルート共通 本町・プラザ前方向)

【移設が必要な理由】Cランク

バス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲に車体がかかっていたため、バス停留所を安全な場所へ移設したものです。



オ. 「内谷陸橋西」(手子林・三田ヶ谷ルート 2・4便側)

【移設が必要な理由】Cランク

バス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲に車体がかかっていたため、バス停留所を安全な場所へ移設したものです。



カ. 「セントグレースガーデン西」(井泉・村君ルート 1・3便側)

【移設が必要な理由】 地元要望

バス停留所が高速道路高架下に入り、走行中の車よりバス停留所の利用者が見えづらいため、安全な場所へ移設をしたものです。

